

HACCPハード事業における 輸出事業計画策定の参考資料

目次

1. 輸出事業計画の概要

- (1) 制度の概要 . . . P 2
- (2) 計画認定の流れ . . . P 3

2. 輸出事業計画の策定

- (1) 輸出事業計画（様式1（別紙））
の記載方法について . . . P 7
- (2) 輸出事業計画（公表用：様式2）
の記載方法について . . . P 15
- (3) 重点品目ごとの留意事項 . . . P 17
- (4) チェックリスト . . . P 24

3. お問い合わせ先 . . . P 25

(参考)

輸出事業計画の認定を受けた者に対する
関連事業の優遇措置等

1. 輸出事業計画の概要

(1) 制度の概要

輸出事業計画とは

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者は、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業に関する計画を作成し、農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができます。（法第三十七条より）

輸出事業計画認定のメリット

輸出事業計画の認定を受けることにより、以下のメリットを受けることができます。

- ・ 関連事業における優遇措置（優先採択等）
- ・ 支援チーム（国、JETRO、都道府県、専門家等）によるサポート
- ・ 日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫。以下「公庫」という。）による融資（農林水産物・食品輸出基盤強化資金）
- ・ 施設等の整備に対する所得税・法人税の特例
- ・ 公庫によるスタンドバイ・クレジット制度
- ・ 食品等流通合理化促進機構による債務保証
- ・ 農地転用手続きのワンストップ化

輸出事業計画の認定基準（認定規程第3の3）

提出された輸出事業計画は、「輸出事業計画の認定規程」（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づき、審査されます。主な認定の基準は以下の通りです。

（主な認定基準）

- ・ ターゲットとする輸出先国のニーズを具体的に把握していること。
- ・ 輸出に対応するための課題と取組が明確な内容となっていること。
- ・ 目標年における輸出額の設定が現在の商流と新たな商流から適正な設定となっていること。
- ・ 輸出事業計画の策定、計画策定後の実証や策定した計画の見直しを行うため、コンサルティング会社、JETRO、輸出の専門家などの輸出事業に関する知見を有する者と連携して、PDCAサイクルを回せる体制が整備されていること。

➤ このほか、農地法の特例（農地転用手続きのワンストップ化）に係る内容を含む場合は、その内容が農地法第4条第6項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合又は同法第5条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合のいずれにも該当しないこと。

★輸出事業計画の認定には、GFPコミュニティサイト（<https://www.gfp1.maff.go.jp/>）に登録していることが必要です。

1. 輸出事業計画の概要

(2) 計画認定の流れ

輸出事業計画の類型

輸出事業計画は、策定の目的により以下の11パターンに分類され、それぞれの分類によって、認定までの流れが異なります。

- ① GFPグローバル産地づくり推進事業を活用する場合
- ② 関連事業における優遇措置（優先採択等）を希望する場合
- ③ 輸出事業計画とリンクした輸出予算事業の活用を希望する場合
- ④ 支援チームによるサポート等を希望する場合
- ⑤ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年12月農林水産省・地域の活力創造本部決定。以下「実行戦略」という。）に基づきリスト化された輸出産地・事業者
- ⑥ 農地法の特例を受ける場合
- ⑦ 公庫の制度資金や債務保証（スタンドバイ・クレジット）を活用する場合
- ⑧ 食品等流通合理化促進機構による債務保証を受ける場合
- ⑨ 税制上の特例（割増償却）を受ける場合
- ⑩ ①～⑨の複合型
- ⑪ 計画策定のみで特段の支援を希望しない場合

※各種支援措置（上記①から④及び⑥から⑩）を受けられる対象は、基本的には輸出事業計画の認定を受けた者（認定輸出事業者）となります。

認定輸出事業者と支援を受けたい者の名称が異なる場合（認定輸出事業者が協議会やコンソーシアム等であって、その構成員が支援を受けたい場合など）は、支援措置によって取り扱いが異なりますので、輸出事業計画の申請前に個別にご相談願います。

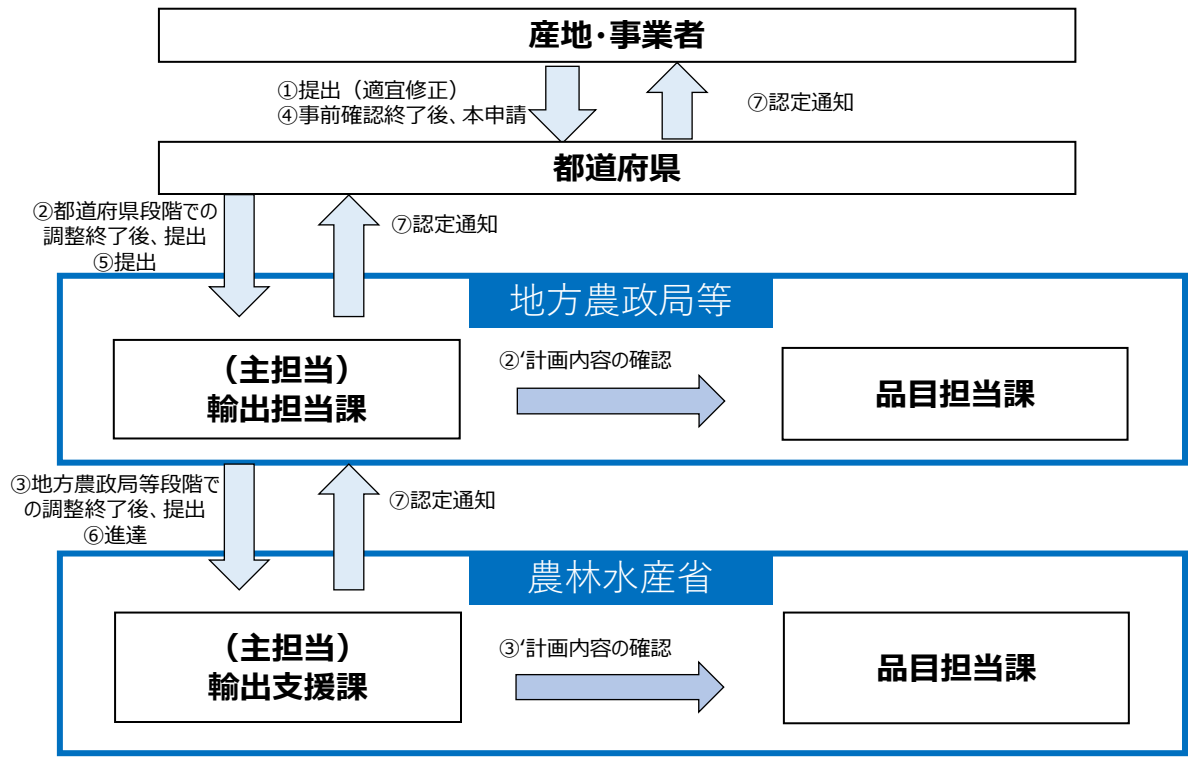
それぞれの類型における計画認定までの流れは
次ページ以降を参照 →

輸出事業計画を審査するにあたって

- ・ 輸出担当課、品目担当課及び関連事業担当課は、必ず相互に確認を行う。
- ・ ③輸出事業計画とリンクした輸出予算事業の活用を希望する場合の計画については、必ず、事業担当ラインにて内容の事前調整を行う。（補助事業の実施計画で求める水準の事項を輸出事業計画に盛り込む必要があるため。）
- ・ 酒類の計画については、国税庁酒税課と事前の内容確認を行い、法第37条第5項に基づき、財務大臣への通知を行う。

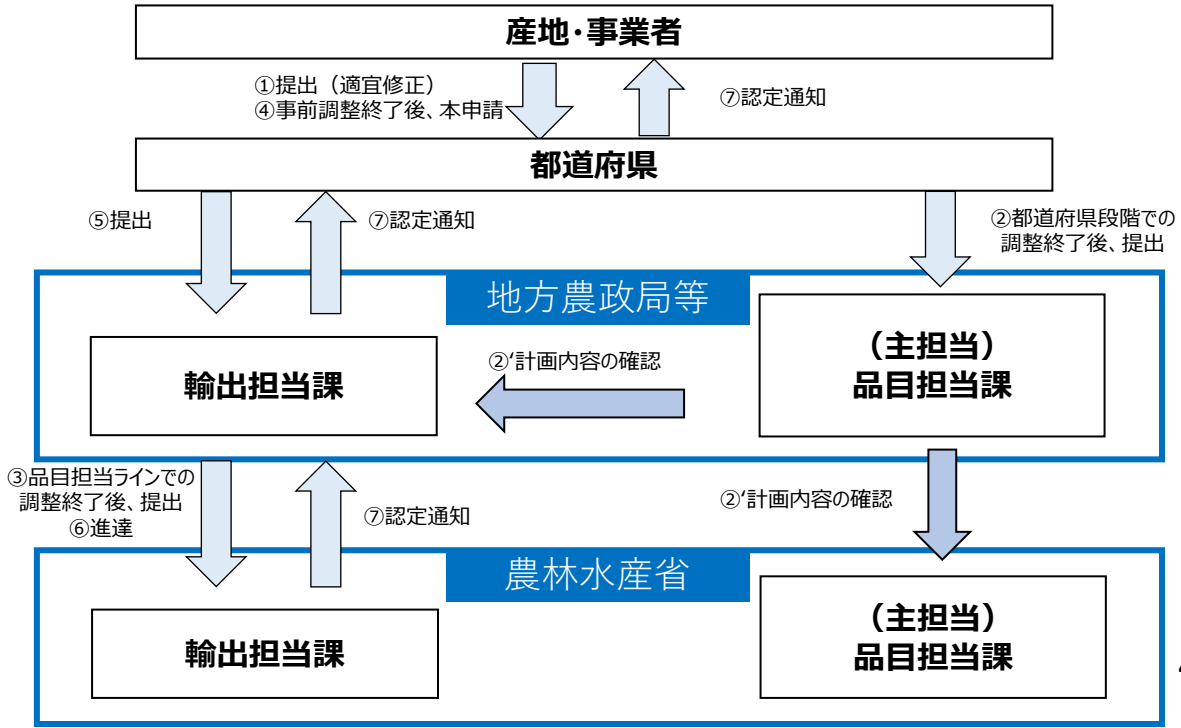
I ①～④を含む計画の場合（※ ⑤リスト化された事業者の計画の場合を除く）

【提出書類】様式1、様式2（必要に応じて様式1-1、1-2-1又は1-2-2、1-3、1-4）
【留意点】・都道府県→地方農政局等（輸出担当課、品目担当課等）→本省（輸出支援課、品目担当課等）の順に内容の事前確認を行う。



II ⑤実行戦略に基づきリスト化された輸出産地・事業者の場合

【提出書類】様式1、様式2（必要に応じて様式1-1、1-2-1又は1-2-2、1-3、1-4）
【留意点】・都道府県→品目担当ライン（地方農政局等、本省）→輸出担当ライン（地方農政局等→本省）の順に内容の事前確認を行う。
・「GFPグローバル産地づくり推進事業」を活用した産地の計画についてはIの流れに準じる。

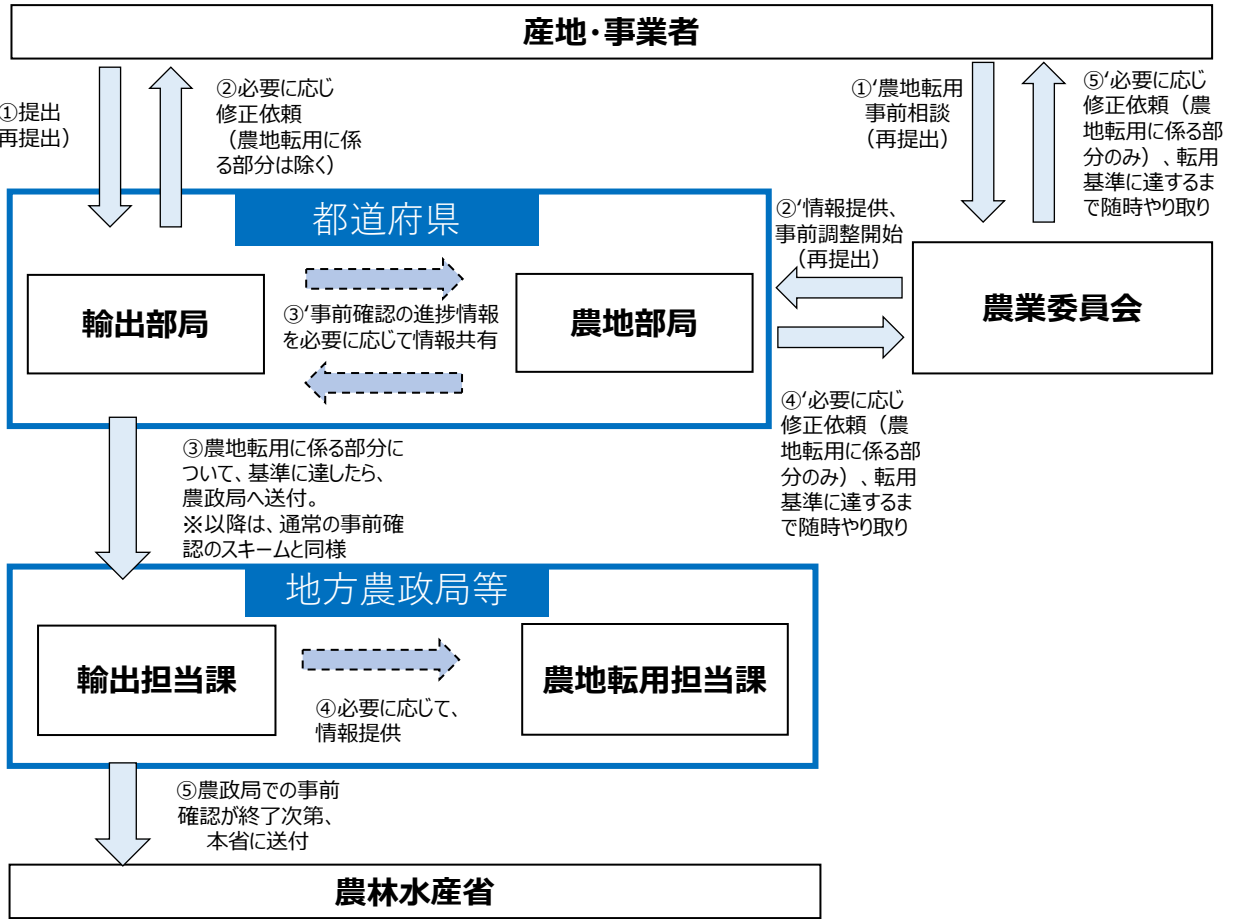


Ⅲ ⑥農地法の特例を受ける場合

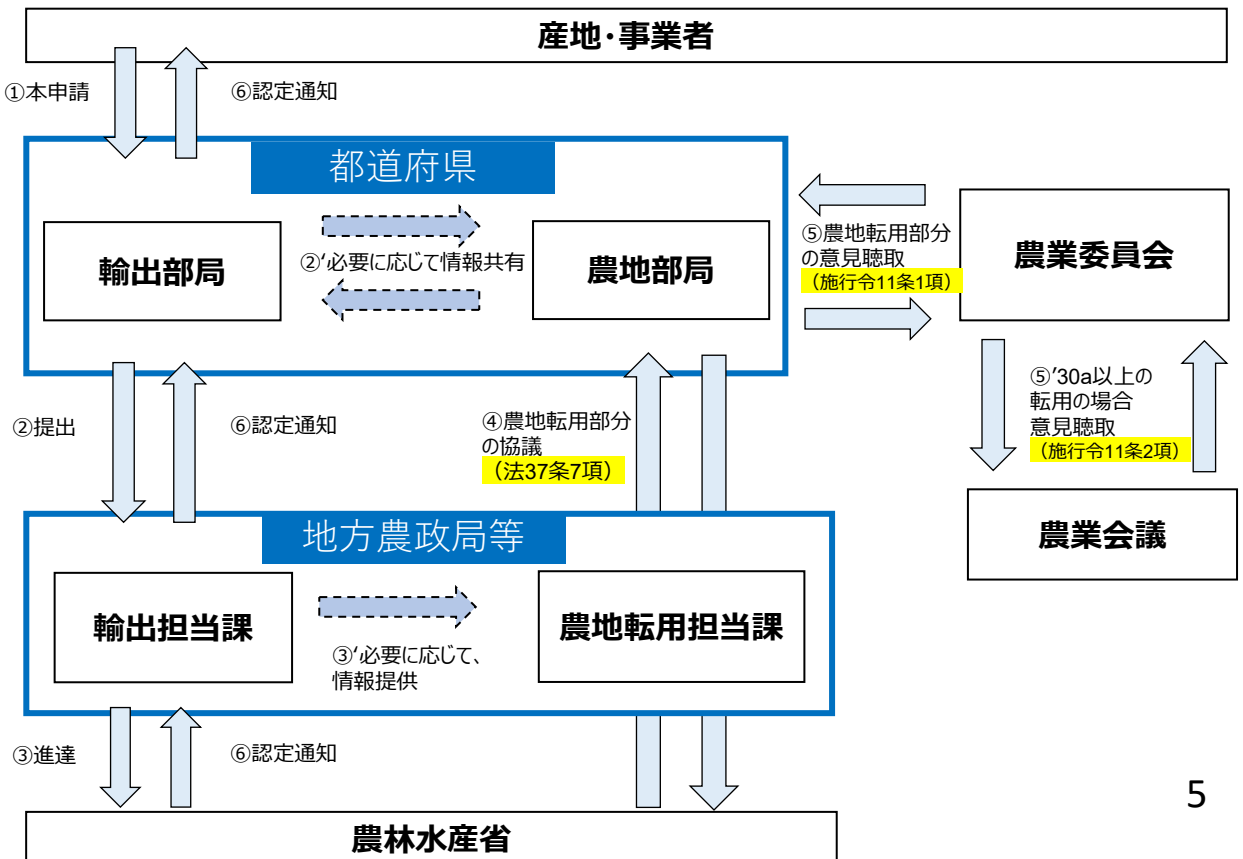
【提出書類】様式1、様式1-1、様式1-2-1又は1-2-2、様式2

【留意点】・農地転用に係る部分は農業委員会による事前調整を行うことが望ましい。

事前調整段階



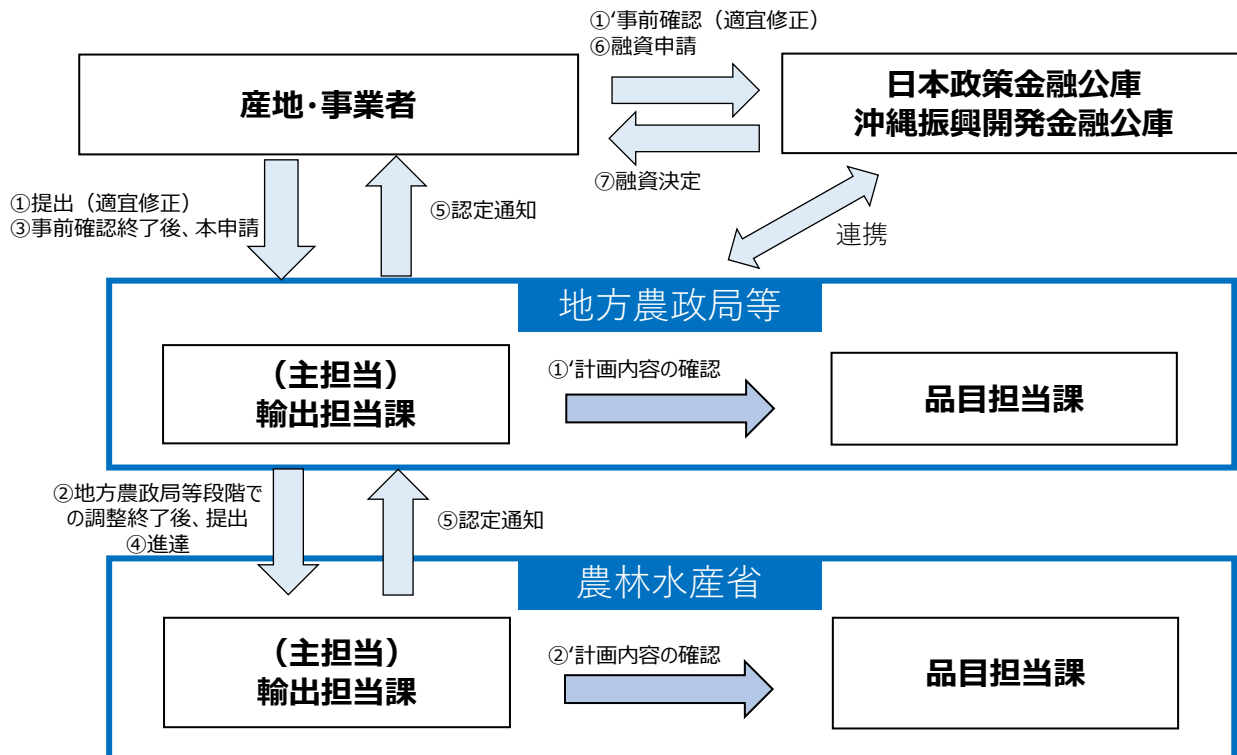
事前調整後



Ⅳ ⑦公庫による融資（農林水産物・食品輸出基盤強化資金）及び債務保証を活用する場合

【提出書類】様式1、様式1－1（資金使途に施設の整備が含まれる時のみ）、様式1－3（申請者が農林漁業者等の場合は不要）

【留意点】・申請前に、公庫による申請書類の確認を必ず受けること。
・公庫の債務保証を受けようとする場合は、様式1にその旨を記載する（様式1－1、1－3は不要）

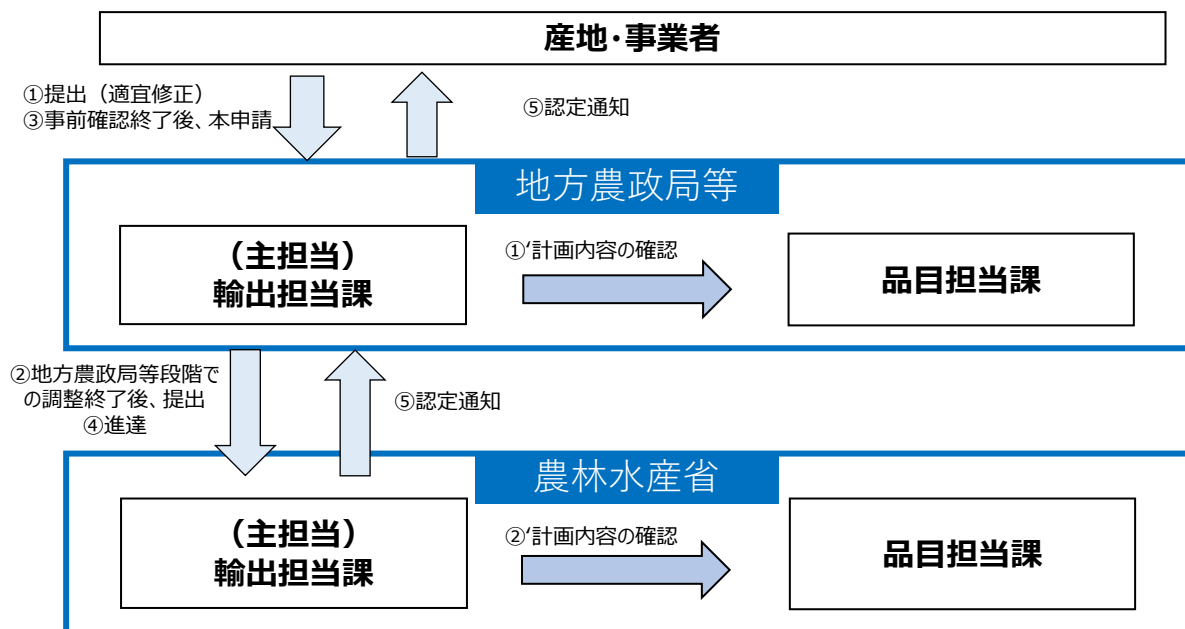


V ⑧⑨のみの場合、及び⑪計画策定のみ（特段支援を活用しない）の場合

【提出書類】⑧、⑪：様式1のみ

⑨：様式1、様式1－1、様式1－4

【留意点】・⑧食品等流通合理化促進機構の債務保証を受けようとする場合は、様式1にその旨を記載する。



2. 輸出事業計画の策定

(1) 輸出事業計画（様式1(別紙)）の記載方法について

【はじめに】

輸出事業計画は、以下の4つの基準を満たしていることが必要です。これらの情報を網羅できるように、申請書を記載いただく必要があります。

《輸出事業計画の認定基準》

- (1) ターゲットとする輸出先国のニーズを具体的に把握していること。
- (2) 輸出に対応するための課題と取組が明確な内容となっていること。
- (3) 目標年における輸出額の設定が現在の商流と新たな商流から適正な設定となっていること。
- (4) 計画の策定、計画策定後の実証や策定した計画の見直しを行うため、コンサルティング会社、JETRO、輸出の専門家などの輸出事業に関する知見を有する者と連携して、PDCAサイクルを回せる体制が整備されていること。

様式1(別紙)

輸出事業計画

1 基本情報

申請者名	〇〇輸出拡大協議会		品目	× × × ×	
都道府県名	●●県	産地のエリア又は事業実施地区		△△地区	
市町村名	▼▼市	事業実施期間	年 月 ～ 年 月		
申請者の事業概要					

【事業実施期間】

- 優先採択を希望される関連事業や、活用を希望する公庫融資の趣旨にあわせて、期間を設定してください。
- 終期については、申請者の決算年度など成果目標を把握しやすい時期で設定してください。
●年▲か月等の端数があっても構いません。
- 「3課題と取組」「6現状と目標」「7資金計画」と整合がとれるように記載してください。

【申請者の事業概要】

- 申請者が行っている事業について、設立・事業目的・実施状況等を簡潔に記入してください。（輸出関連以外の事業も、可能な範囲でご記入ください。）

(記載例)

申請者の事業概要	当社は●●県▼▼市の△△地区の地域産品である××××の生産農家を起源としており、地元の青果市場向けに生産を行っていた。昭和〇〇年に法人化してからは、××××を主な取扱い品目とし、生産・加工・販売までを一手に担っている。近年では、周辺農家からの買い取りや品種改良の共同研究を行っており、売り上げの一部を農家へ還元するなどして、周辺農家の所得向上へも取り組んでいる。当社から生産された産品は、主に地元の商社を通じて国内へ流通しているが、品質と知名度の向上に伴う販路拡大のため、海外展開を視野に積極的に活動している。 7
----------	---

2 輸出に当たってのニーズの把握状況(背景と根拠)

主に以下の3点について、内容に盛り込んでください。

①【背景】

- ・輸出品目の特色
 - ・都道府県内の農林水産業における位置づけ
 - ・産地の状況 など
- ※産地の強み（「品目や産地の特徴」等）や取り巻く環境の変化（「生産者の減少」や「販売価格の低迷」等）を踏まえて、「3 課題と取組内容」に繋がるような内容を記載してください。

②【これまでの輸出の取組】

- ・輸出に取り組んだきっかけ（輸出実績が無い場合は取組むきっかけ）
 - ・これまでの輸出実績（輸出額、輸出国等）
 - ・認定・認証の取得状況
 - ・輸出戦略の概要
 - ・現状の課題
 - ・今後の展望
- ※例：「●●向けの輸出を目指し、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業を活用して施設整備を行い、バイヤー求められているXX認定を令和■年に取得する予定である。」
- ・その他PR活動、セミナー・食品展示会などへの参加、商談の実施状況 など

③【ターゲット国のニーズ及び規制等】

- ・まずはターゲット国を明確に記載してください。
併せて、その国をターゲット国にした理由も記載してください。
 - ・次に、ターゲット国ごとに、ニーズや規制等の把握状況を記載してください。
 - ・小売り向けか、外食向けか、高所得者層を狙うのか、中所得者層も視野に入れるか、などの視点も記載してください。
 - ・HACCPハード事業を活用した規制対応を行う場合、取得する認定等の種類や品目、これまでの商談等の取組状況について記載して下さい。
 - ・「4 現在の商流の状況と今後の商流の展開」「6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標」と整合がとれるように記載してください。一致しない場合はターゲット国とそうでない国とをすみ分けて記載してください。
- ※輸出先国の法令や規制等を踏まえ輸出できる品目になっているかを確認してください。

（記載にあたって参考とすべきデータ）

- ・これまでに参加した現地展示会における商談やアンケート調査に基づく分析結果
- ・現地バイヤー・取引先に対する電話等のヒアリングによる最新の状況
- ・JETROの現地調査報告等の公開データ 等

(記載例)

【背景】

××××は、温暖な気候に恵まれた●●県で広く栽培されており、中でも△△地区は～～～という特徴から、県内でもトップクラスの品質と生産量を誇る。特に××××の中でも、××は、通常のもの比較して糖度が高く人気が高いことから、ジャパンブランドして海外にも知れ渡っており、世界的に需要が拡大しつつある。

県では、この××を特定産品として位置付けており、生産量の増加や国内外への販路拡大を政策目標として掲げるなど、県としても力を入れている。

【これまでの輸出の取組】

××××は長期保存が難しく、当社は創業時より地元の商社との取引を重視してきたため、いままで積極的に海外への販路拡大は行っていなかった。

生産されたもののうち糖度が低いものは加工品にしており、それについては、地元商社経由で平成○年からB国へ輸出をしているが、年間○キロであり、当社の全出荷量の1%にも満たない。

しかし、長期保存技術の確立と知名度が上がるにつれて××××の流通量が増え、近年では安価な△△産が地元でも流通するようになった。昔に比べて長距離輸送への障壁が低くなったこと、販売量が減少傾向にあること、加えて過去の商談会で知り合ったA国のバイヤーからの強い引き合いを受けていたことから、令和○年●月の役員会にて、海外にも販路を拡大し地元依存しない販売体制を整備する方針を決定し、社内一丸となって輸出の取組んでいる。

海外市場への参入については、引き合いのあったB国に加えて、加工品で輸出実績があり現在も取引のあるA国をターゲットにしたいと考えている。

また、後述する規制に対応するためには、施設の一部改修が必要であるため、農林水産省の補助事業である「食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業」を活用して施設等の整備を行いたいと考えている。

【ターゲット国のニーズ及び規制等】

- A国
- ① ニーズ

輸出に向けた商談会等への参加状況及び輸入商社等との相談状況を記載してください。

A国では××××を◎◎するなどして食べる文化があり、日本からも以前から××××が輸出されていたが、現地で食されているものと比較し、～～～。また現地では、～～～な味や食感が好まれている。近年では、▽▽で取り上げられたこともあり、SNS等を通じて海外でも認知度が高まっている。加えて、○月×日に行われた○○主催の商談会へ参加し、**現地バイヤー複数人に対してヒアリング**を行うとともに、同年に現地を訪問し市場調査を行ったところ、××種▼型のものは、特に富裕層を中心に広がっており、大手スーパーマーケットでは、1キロあたり○○円程度で販売されている。需要増加に伴い取引価格も右肩上がりな状況であり、近年では××××を使った菓子類の製造も盛んに行われていることから、需要は今後も続くと思込んでいる。商談会で知り合った現地バイヤーから取引の話も出ており、取引条件の確認と価格交渉を行っている。

相手先国のバイヤーから国際認証の取得を求められている旨を記載してください。

- ② 規制等

A国では○○法に基づいて農薬の使用規制があり、××類の農薬は使用できない。また生産物に対しても▼▼類・■ ■類・▽▽類の残留農薬検査を行い、○ppm未満であることを証明する検査証明書を通関時に提出する必要がある。併せて、現在商談を進めているA国のバイヤーからは、**品質に関する国際認証である△△△△の取得を契約の条件とされている**。

認証を取得するためには、基準に適応した施設の整備に加えて、HACCPに基づく管理や食品防衛計画の作成も必要になる。現在の空調設備では、室温を一定以下に下げることができず、虫による食害や○○菌の繁殖を防ぐことができない等の指摘を複数受けており、これらの対応が必要である。また、社員への教育に加えて、トラブル発生時の対応マニュアルを作成し、運用する必要もある。

- B国
- ① ニーズ

3 課題と取組内容(輸出の拡大を図るため、生産、製造、加工、物流、販売等の改善を図る取組を記載)

※農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づきリスト化された輸出産地・事業者に係る計画については、輸出重点品目ごとの輸出目標を踏まえた内容を記載すること。

- 前述の「ターゲット国のニーズ及び規制等」を踏まえ、国ごとに、「生産（製造）」・「加工」・「物流」・「販売」等の段階に分けて、それぞれの課題と解決に向けた取組内容を記載してください。生産においては、対象品目毎の作付面積、生産量等の生産概況に係る現状値と目標値についても記載してください。
※該当がない部分は、省略して構いません。
- 当該取組が、どのターゲット国を対象とするものか、事業実施期間のいつ頃取組むのかについても明確に記載してください。

○課題と取組はそれぞれ対応するように記載してください。（下記の記載例参照）

- 実行戦略に基づき、リスト化された輸出産地・事業者に係る計画については、生産・製造面等の状況を適切に把握し、輸出重点品目ごとの輸出目標等を踏まえた内容を記載してください。
- 「7 資金計画」で活用を希望する事業がある場合は、その内容を記載してください。
- HACCPハード事業を活用した規制対応を行う場合、どの様な規制に対し、どの様な対応・取り組みを行うかを記載して下さい。

(記載例)

課題等が国ごとに異なる場合は、国別にご記載ください。

(1) ○○国

①課題

【加工】

○○商品の輸出に際し、輸出先国バイヤーから国際認証（ISO22000等）の取得を求められているが、現在の施設では○○の理由から取得が困難な状況にあることから、HACCPハード事業により、○○機器の導入等を行い、・・・。

【物流】

○○国への輸出には、生産・加工・流通施設とも認定施設である必要があり、認定商品の○○を安定的に輸出するため、冷凍保管倉庫についても施設認定の取得を計画しているが、コンサルより○○の改修が必要と指摘されているため、HACCPハード事業により、・・・。

いつ頃、どのような取組を行うのか、具体的にご記載ください。

②課題解決に向けた取組内容

【加工】

○○国の取引先が求めるISO22000認証の取得に向け、専門家のアドバイスを受けながら、新規加工製造機器の選定及び導入等を行う。具体的には、令和●年にHACCPハード事業を活用した機器整備等を実施し、●年には専門家の指導を受けつつISO認証を取得するとともに、○○などの取組を・・・。

【物流】

○○国への輸出に必要な施設認定を取得するため、令和●年にHACCPハード事業による○○の改修を実施し、●年はコンサル指導を受けつつEU・HACCP認証の取得や商社等を通じた具体的な商談等の取組など・・・。

事業実施主体名:

このような「ロードマップ」を作成しておくのと、いつどのような取組みを行う予定なのか、整理できます。

○「現在の商流の状況」と「今後の商流の展開」について、現在と今後の違いが明確になるように記載してください。必要に応じて、図等を用いて補足してください。

○「2 背景と根拠」「6 現状及び目標」の記載内容と整合がとれるように記載してください。

【現在の商流の状況】

(1) A玉

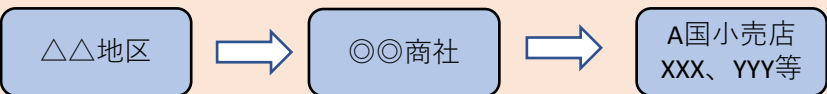


(2) B玉



【今後の商流の展開（認定取得製品の商流）】

(1) A玉

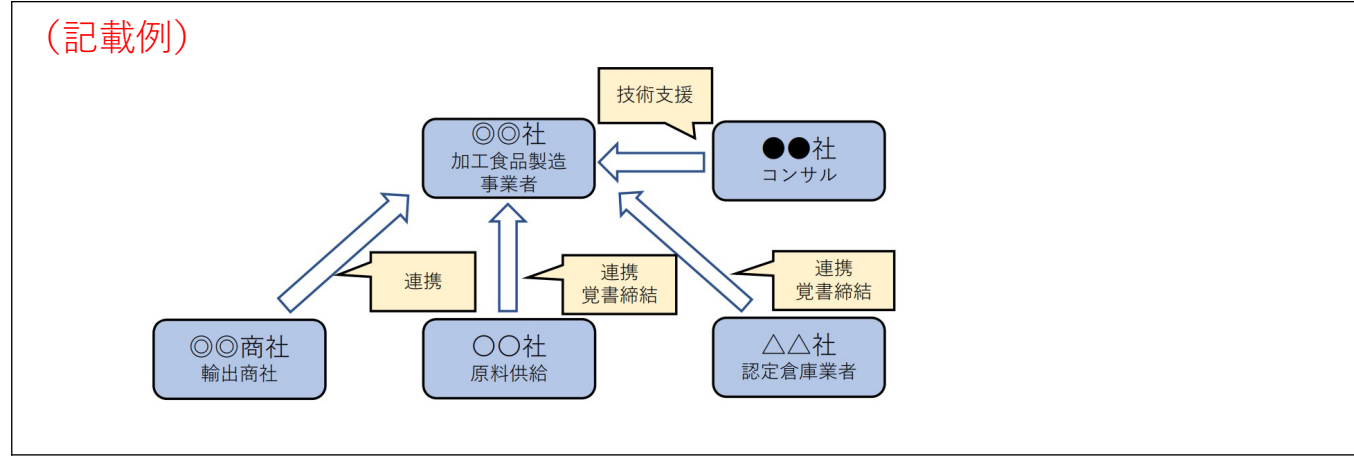


(2) B玉



5 事業の組織体系図及び連携体制図

○輸出にあたって連携する関係者や専門家（JETRO、HACCP等の認証取得の専門家など）との関係とそれぞれの役割を記載してください。
（必ずしも「PDCAサイクル図」を記載する必要はありませんが、PDCAサイクルを回すことが可能な体制が整備されている必要があります。）
○個社名が特定できる関係機関は、事業者名などを具体的に記載してください。



6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標

(輸出品目:〇〇〇〇)		①	現状 (令和〇年)	目標年 (令和〇年)	③	備考
▲▲地区	輸出額(円)		②		②	
	輸出量(t)					
	④	輸出先国	⑤			
	生産量/取扱量(t)	⑦	⑥			

※ 生産地区が複数にわたる場合については、それぞれ別葉で記載すること。
※ 目標とする時期は、事業計画最終年の1年間とする。

- ① 当該輸出事業計画で取り組む品目を記載し、複数産品による申請の場合は、適宜セルを追加の上、輸出対象品目ごとに記載してください。
- ② 輸出額の集計期間の実態に即して、適宜「年度」に変更してください。
(HACCPハード事業の成果目標年度と合わせることも可能です)
※年度は必ずしも4/1~3/31ではなく、申請者における事業年度でも構いません。
- ③ 「目標年」は、事業実施期間の最終年度を記載してください。
- ④ 生産地区が複数にわたる場合については、可能な限りそれぞれ別葉で記載してください。
- ⑤ 省略せず、すべての国・地域名を記載してください。輸出先国・地域が多い場合、セルは適宜広げていただいて構いません。「2輸出に当たってのニーズの把握状況（背景と根拠）」「4現在の商流の状況と今後の商流の展開」と整合がとれるように記載してください。
- ⑥ 片方だけに該当する場合は、「生産量/取扱量(t)」は「生産量(t)」または「取扱量(t)」に修正ください。なお、単位については、品目に応じて、適宜変更頂いて構いません。
- ⑦ 生産量と取扱量のどちらかを選択して記載してください。

7 資金計画

(単位：千円)

年度	事業内容	事業費	内訳		備考
		(必要な資金の額)	設備資金(調達方法・金額)	運転資金(調達方法・金額)	
令和 〇年度	〇〇加工場の設備	400,000	令和△年度 HACCPハード 事業補助金： 100,000千円 農林水産省・食 品輸出基盤強 化資金： 140,000千円 融資(〇〇銀 行)：100,000千 円 自己資金： 100,000千円	農林水産物・食 品輸出基盤強 化資金： 100,000千円 融資(〇〇銀 行)10,000千円 自己資金： 10,000千円	信用保証支援事業 食流機構の債務保証(〇〇銀 行) 農地法の特例
	HACCP認定取得のための 現場指導	1,000		令和△年度 HACCPハード 事業補助金： 補助金： 541千円 自己資金： 500千円	
令和 〇年度					

○輸出事業計画とリンクした輸出予算事業の活用、公庫の制度資金の活用、その他輸出事業計画策定に係る各種支援措置を希望する場合には必ずご記載頂くようお願いいたします。

○借入金・補助金等については、計画申請時点における予定を記載してください。

○公庫資金（農林水産省・食品輸出基盤強化基金）を活用する場合、借入希望額は事業費の自己負担額の8割以内になるように記載してください。

【内訳（設備資金・運転資金）】

関連事業による支援を受けたい場合は、内訳欄に活用予定の資金名、補助事業名等調達方法及びその金額を記載してください。

【備考欄】

・上記の他に農地法の特例を受けたい場合は、備考欄に活用予定の支援策を記載してください。

・公庫資金（農林水産省・食品輸出基盤強化基金）を活用する場合、様式1-1を提出してください。

8 その他特記事項等

これまでの項目以外で、何か特筆すべき点がある場合は、記載してください。

※直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合は、事業内容の概要を記載した書類)を添付すること。

○決算時に事業報告書を作成していない場合は、別途作成をお願いします（任意様式）。

○都道府県や市町村等が申請者となる場合は、事業報告書、貸借対照表（B/S）、損益計算書（P/L）の添付は不要です。

都道府県の担当者名及び連絡先	都道府県名:	
	氏名(ふりがな):	○品目により担当窓口が異なる場合がありますので、各都道府県の窓口にお問い合わせの上、担当者名を記載してください。 ※提出時に都道府県を経由しない場合は、記載する必要はありません。
	所属(部署名等):	
	役職:	
	電話番号:	
	FAX:	
	E-mail:	
申請者の担当者名及び連絡先	申請者団体名:	
	氏名(ふりがな):	
	所属(部署名等):	2者以上による共同申請の場合は、適宜セルを追加の上、記載してください。
	役職:	
	電話番号:	
	FAX:	
	E-mail:	

・輸出事業計画の認定規程第5の1の規定に基づく支援チームのサポート等の対象となろうとする計画を申請する方はチェックしてください。

☐ **HACCPハード事業を活用する場合は該当しますのでチェックして下さい。**

・農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づきリスト化された輸出産地・事業者に係る計画の認定を申請する方はチェックしてください。

☐ 申請者がリスト化された輸出産地・事業者である場合（P2の輸出事業計画の類型⑤に該当する場合）は、チェックして下さい。

・農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第39条の規程により、農地法の特例を受けようとする計画の認定を申請する方はチェックしてください。

☐ 農地法の特例を受けようとする場合（P2の輸出事業計画の類型⑥に該当する場合）は、チェックして下さい。
※申請前に、事前に農業委員会にご相談をお願いします。

・株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による資金の貸付けの対象となろうとする計画の認定を申請する方はチェックしてください。この場合、本計画の内容について同社に提供されることとなります。

☐ P2の輸出事業計画の類型⑦のうち公庫による資金の貸付を受けようとする場合は、チェックして下さい。
※申請前に、事前に公庫にご相談をお願いします。

・租税特別措置法第13条第1項または第46条第1項の規定により割増償却の適用を受けようとする計画の認定を申請する方はチェックしてください。

☐ **HACCPハード事業活用者は割増償却の適用を受ける事ができませんので、チェックしないで下さい。**

・食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例（債務保証）を受けようとするとき、又は第42条の規定により、株式会社日本政策金融公庫法の特例（スタンドバイ・クレジット）を受けようとする計画の認定を申請する方はチェックしてください。

☐ P2の輸出事業計画の類型⑦のうち公庫法の特例（スタンドバイ・クレジット）を受けようとする場合、又は類型⑧に該当する場合は、チェックして下さい。

(2) 輸出事業計画（公表用：様式2）の記載方法について

【参考】

これまでに認定された各輸出事業計画については、本様式が農林水産省のHPに掲載されていますので、作成の際には、適宜参考にしてください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yusyutsu_keikaku.html

輸出事業計画

様式2

※申請者名：○○○、品目：○○○

1. 輸出における現状と課題

○様式1（別紙）における「2 輸出に当たってのニーズの把握状況」及び「3 課題と取組内容」のうち、課題にあたる部分について、簡潔に記載してください。

○箇条書きでも構いません。

○必要に応じて、図や表を掲載してください。

○様式1（別紙）にない情報は記載しないでください。

【現状】

○・・・・・・。
○・・・・・・。

様式1（別紙）における「2 輸出に当たってのニーズの把握状況」から、必要な箇所を抜粋して記載してください。

【課題】

○・・・・・・。
○・・・・・・。

様式1（別紙）における「3 課題と取組内容」のうち、課題にあたる部分から、必要な箇所を抜粋して記載してください。

2. 輸出事業計画の取組内容

○様式1（別紙）における「3 課題と取組内容」のうち、取組内容にあたる部分について、簡潔に記載してください。

○また、必要に応じて、様式1（別紙）における「4 現在の商流の状況と今後の商流の展開」の内容も踏まえて記載して下さい。

○なお、見やすい資料とするため、可能な限り、図や表を活用して表現してください。

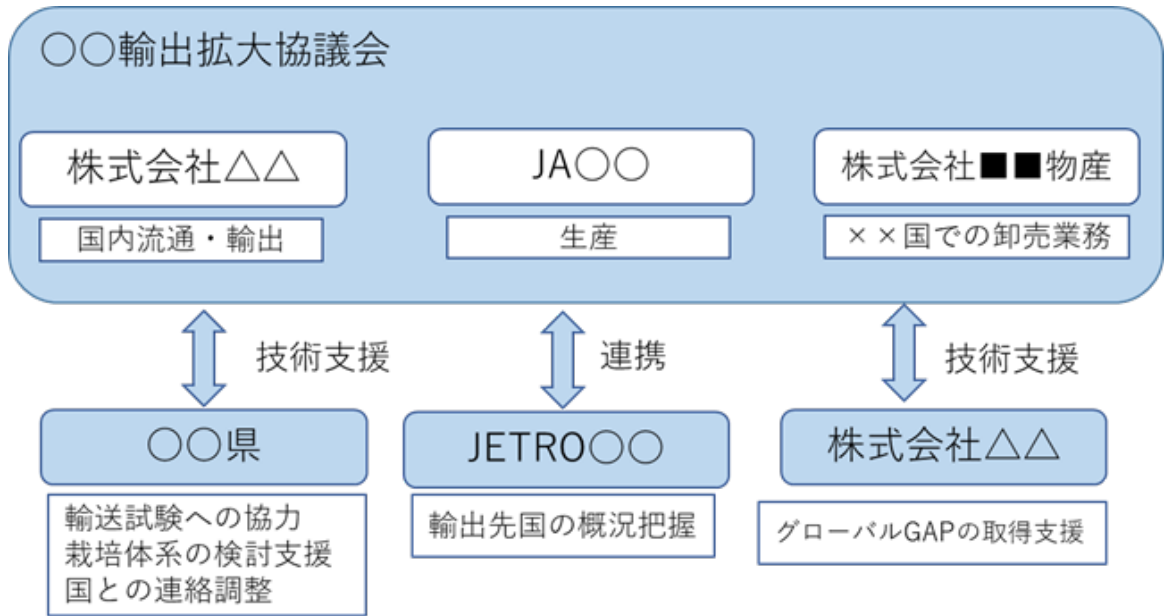
3. 輸出事業計画の実証と見直しを行うためのPDCA実施体制

○どのようにPDCAサイクルを回していくのかを意識して、様式1（別紙）における「5 事業の組織体系図及び連携体制図」の内容も踏まえながら、記載してください。

※なお、本公表用資料については、必ずしも具体的な事業者名等を記載する必要はありません。

※子社名が記載された図を添付する場合、公表しても差し支えないことを確認してください。

（記載例）



4. 輸出目標額

※輸出先国と輸出する農林水産物・食品の現状及び目標金額を記載すること

○様式1（別紙）における「6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標」のうち、輸出額、輸出量、輸出先国について、記載してください。

○必ずしも輸出額、輸出量の両方を記載する必要はありません。

	現状 (令和〇年)	目標年 (令和×年)
輸出額(円)	〇〇	××
輸出量(t)	〇〇	××
輸出先国	●●国	●●国、▲▲国……

(3) 重点品目ごとの留意事項

【輸出産地リストに掲載された産地・事業者 共通】

- 輸出事業計画の策定にあたっては、実行戦略（別表1）における「各品目の輸出額目標」等の内容を踏まえることが望ましいです。
また、策定の際には、都道府県及び地方農政局等の担当者とよくご相談願います。

【牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・牛乳乳製品】

- 食肉処理施設の衛生水準等、輸出先国が要求する条件へ対応したものとなっているか。
- 《輸出産地リストに選定された産地・事業者（コンソーシアム）の輸出事業計画の場合》
 - 生産者、食肉処理施設等、輸出事業者が連携して、生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る取組となっているか。
 - 実行戦略に基づく国別の輸出額目標を踏まえ、輸出事業計画において適切な輸出額目標が設定されているか。

【りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、いちご、かんしょ・かんしょ加工品、その他の野菜】

- 「2 輸出に当たってのニーズの把握状況」には、輸出先国・地域のニーズに加え、植物検疫条件や残留農薬基準等の対応を要する規制の内容を記入すること。
- 「3 課題と取組内容」には、以下の点がわかるよう記入すること。
 - ・対象品目毎に、作付面積と生産量について、現状値と目標値、目標値の考え方を記入すること。
 - ・輸出先国・地域までの輸送中の品質・鮮度保持及び向上等に向けた取組（前述に加え、貯蔵技術の向上等により出荷期間の長期化に向けた取組等を行う場合は、その取組内容についても）について、記入すること。
 - ・輸出先国・地域のニーズや規制（植物検疫条件、残留農薬基準等）に対応した取組のほか生産力強化の取組を計画している場合は、その概要（3～5行程度）も記入（例：果樹の新植・改植時の省力樹形の導入、高品質果実の安定生産に向けた灌漑方式の導入、スマート農業技術や環境制御技術を導入した「いちご」の大規模生産施設の整備等）。

【りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、いちご、かんしょ・かんしょ加工品、その他の野菜】の続き

※「3 課題と取組内容」につきましては、前ページ記載の点に加え、各品目ごとに以下の点も考慮して、取組内容を検討すること。

<りんご>

- ・近年、品質面も向上してきている他の競合国産との差別化。
- ・ターゲット層に応じた商品の生産・出荷体制の強化。
(例：春節の贈答用需要の高い大玉等の価格帯商品の供給強化、一般消費者向けに値頃感のある中小玉の生産・供給体制強化等)

<ぶどう>

- ・近年、品質面も向上してきている他の競合国産との差別化。
(特に競合国の多いシャインマスカットを対象とする場合は、今後、どのような生産・販売戦略としていくのか等)
- ・輸送中の品質・鮮度保持、また輸出先での棚持ちの向上に向けた産地における栽培管理の改善策等の検討及び徹底。

<もも>

- ・モモシンクイガ等輸出先国・地域の検疫条件に対応可能な防除・除去対策等の徹底。
- ・輸出先国・地域の需要に対応するためのロットの確保。
- ・輸送中の品質・鮮度保持、また輸出先での棚持ちの向上に向けた産地における栽培管理の改善策等の検討及び徹底。

<かんきつ>

- ・皮が剥きやすく甘みが強いなどの輸出先国・地域のニーズに応じた品種等の安定供給、出荷期間の長期化。
- ・品種に応じた品質・鮮度保持輸送のための最適条件等の検討・導入（例：うんしゅうみかんの船便による鮮度保持技術・資材の検討・導入 等）、また輸出先での棚持ちの向上に向けた産地における栽培管理の改善策等の検討及び徹底 等。

<かき・かき加工品>

- ・輸出先国・地域のニーズや嗜好等に合わせた品種等の安定供給。（例：タイで好まれる固い食感の品種(〇〇、〇〇など)の安定供給体制の強化 等）、また他の競合国産との差別化が可能な日本のオリジナル性の高い品種等の積極的プロモーション。
- ・出荷時期の異なる複数品種等の組み合わせによる出荷期間の長期化。
- ・輸送中の軟化等を防止するための品質・鮮度保持輸送技術の確立。
- ・干し柿の輸出に取り組む場合は、輸出先国・地域の食品等に係る法規、規格及び規制等に対応した取組。

<いちご>

- ・ 輸送中の品質・鮮度保持（クッション性のある新包装容器の導入や既存容器での積み重ねが可能な資材の導入による荷傷みの軽減等）、また輸出先での棚持ちの向上に向けた産地における栽培管理の改善策等の検討及び徹底。
- ・ 輸出先国・地域の需要対応、輸送効率の向上（コンテナ満載、航空輸送から海上輸送への転換等）に向けた出荷単位の大口化。
- ・ 輸送適性の高い品種の導入等。

<かんしょ・かんしょ加工品>

- ・ 輸送中のカビ・腐敗、ダンボールの荷崩れ・潰れ等に対する鮮度保持技術・資材の検討・導入。
 - ・ サツマイモ基腐病の被害防止に向けた産地における栽培管理の改善策等の検討及び徹底。
 - ・ かんしょ加工品の輸出に取り組む場合は、輸出先国の食品等に係る法規、規格及び規制に対応した取組。
- 「5 事業の組織体系図及び連携体制図」には、産地、卸売・輸出事業者等の役割分担の有無、それぞれの産地・事業者が行う取組を明確にした連携体制の図を記入すること。
- 輸出事業計画の策定主体に輸出事業者が複数含まれる団体（協議会等）の場合は、以下の点に留意すること。
- ・ 「5 事業の組織体系図及び連携体制図」に、①輸出事業計画において具体的に取組を担う事業者、及び、②各事業者の協議会内での役割（P12「3. 輸出事業計画の実証と見直しを行うためのPDCA実施体制」の（記載例）に記載の役割「××国での卸売り業務」、「国内流通・輸出」等を参考に記載してください。）を記載する。
 - ・ また、輸出事業計画に記載する現状及び目標の輸出量・輸出額は、協議会全体での輸出額・量で良いですが、その数字は、各事業者個別の輸出額・量の積み上げであるように整理すること。なお、各事業者個別の数値は公表する必要はありません。策定した輸出事業計画のPDCAサイクルを回す上で、課題の明確化（どの事業者がうまくいっているのか、いないのか。その原因は何か。）をしやすくするためです。
- 「6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標」に記載する輸出額の現状及び目標値について、国・地域別の内訳を参考に添付すること。
- 施設整備の計画を記入する場合は、過去に補助事業で整備した施設との重複がないか確認すること。

【切り花】

- 産地と卸売・輸出事業者等が連携した取組となっているか確認すること。
- 「2 輸出に当たってのニーズの把握状況」には、輸出先国・地域のニーズに加え、植物検疫条件等の対応を要する規制の内容を記入すること。
- 「3 課題と取組内容」には、以下の点がわかるよう記入すること。
 - ・対象品目ごと・露地・施設ごとの作付面積、生産量、出荷時期、出荷量等について、現状値と目標値、目標値の考え方。
 - ・輸出先国・地域のニーズや規制に対応した取組のほか、生産力強化の取組を計画している場合は、その概要（3～5行程度）。
 - ・輸出先国の需要期、輸出時期（〇月～〇月等）に適応した産地の生産体制となっているか。
 - ・輸出先国までの輸送時の品質維持（コールドチェーンの確立等）に必要な取組となっているか。
 - ・輸出先国で求められる植物検疫条件、認証等に対応した取組となっているか。
- 「5 事業の組織体系図及び連携体制図」には、産地、卸売・輸出事業者等の役割分担の有無、それぞれの産地・事業者が行う取組を明確にした連携体制の図を記入すること。
- 「6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標」に記載する輸出額の現状及び目標値について、国・地域別の内訳を参考に添付すること。
- 施設整備の計画を記入する場合は、過去に補助事業で整備した施設との重複がないか確認すること。

【茶】

- 産地と輸出事業者が連携した取組になっているか確認すること。
- 「2 輸出に当たってのニーズの把握状況」には、輸出先国・地域のニーズに加え、残留農薬基準等の対応を要する規制の内容を記入すること。
- 「3 課題と取組内容」には、以下の点がわかるよう記入すること。
 - ・有機栽培・国の防除体系別の作付面積、生産量、出荷時期、輸出向けの出荷量等について、現状値と目標値、目標値の考え方（例えば、取引先から最低ロットとして〇tを求められたことがある等。）
 - ・目標に向けてどのように対応していくのかの方向性と、その課題。
 - ・現時点で連携する輸出事業者がいない場合は、自ら輸出するのか、または将来的に輸出事業者との連携を考えているのかを含め、どのように販路の開拓を行い、輸出につなげていくのか。スケジュール感もわかるように記入すること。
- 「5 事業の組織体系図及び連携体制図」には、産地、卸売・輸出事業者等の役割分担の有無、それぞれの産地・事業者が行う取組を明確にした連携体制の図を記入すること。

【茶】の続き

- 輸出事業計画の策定主体に輸出事業者が複数含まれる団体（協議会等）の場合は、以下の点に留意すること。
 - ・「5 事業の組織体系図及び連携体制図」に、①輸出事業計画において具体的に取組を担う事業者、及び、②各事業者の協議会内での役割（P12「3. 輸出事業計画の実証と見直しを行うためのPDCA実施体制」の（記載例）に記載の役割「××国での卸売り業務」、「国内流通・輸出」等を参考に記載してください。）を記載してください。
 - ・また、輸出事業計画に記載する現状及び目標の輸出量・輸出額は、協議会全体での輸出額・量で良いですが、その数字は、各事業者個別の輸出額・量の積み上げであるように整理してください。なお、各事業者個別の数値は公表する必要はありません。
- 策定した輸出事業計画のPDCAサイクルを回すうえで、課題の明確化（どの事業者がうまくいっているのか、いないのか。その原因は何か。）をしやすくするためです。
- 「6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標」に記載する輸出額の現状及び目標値について、国・地域別の内訳を参考に添付すること。
- 施設整備の計画を記入する場合は、過去に補助事業で整備した施設との重複がないか確認すること。

【コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品】

<産地の場合>※一定のまとまりを持って輸出用米の生産に取り組む者

○マーケットインの発想に基づいた生産や具体的な販売戦略を計画できているか。

○輸出事業者との連携体制は構築されているか。
（あるいは構築する見込みとなっているか。）

<輸出産地の場合>

※千トン超を生産する意思表示を示し、実行戦略に基づきリスト化された者

○目標年の輸出量は千トン超に設定されているか。

○大ロット・低コストで輸出用米を生産・供給するための取組が記載されているか。

<輸出事業者の場合>

○ターゲット国及びニーズを踏まえた、具体的な販売戦略を計画し、インポーター等との連携が図られているか。
（あるいは連携を図るための取組が計画されているか。）

○設定されたターゲット国は規制上輸出可能か。
（あるいは規制対応のための取組が計画されているか。）

【製材・合板】

- 川上から川下までの事業者の連携が図られた取組になっているか。
- 将来にわたり森林資源の循環利用（再造林）につながる取組になっているか。
- 付加価値の高い木材製品を輸出する取組になっているか。
- クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材の利用の促進につながる取組となっているか。

【水産物（ぶり、たい、ホタテ貝、真珠）】

- 実行戦略の別表1（品目別輸出目標）の記載も参考に、自らの輸出事業の抱える課題と対応を明確化すること。
- 輸出先国・地域のニーズに加えて、食品衛生基準や薬剤残留基準等の輸出先国・地域の規制とその対応についても把握している範囲で記入すること。
- 輸出事業計画の策定主体が生産者である場合は、現在の生産量だけでなく、取引先等を通じて現在の輸出実績（商品形態、仕向け先国、輸出量・額等）についても把握し記載すること。
- 策定主体が加工・流通・輸出事業者である場合は、仕入先である生産者等を通じて、現在の生産量や輸出向け生産量について把握し記載すること。
- 課題・目標設定時には、特に以下に留意すること。
 - ・商品単価の設定や取引価格の上昇見込みなどの妥当性。
 - ・対象とする水産物が主に養殖業により生産される場合は、安定した生産と原料の供給が可能か、増産を図る場合は養殖場の維持・拡大などについて確認すること。
 - ・対象とする水産物が主に漁業により生産される場合は、資源変動による漁獲量の増減なども考慮し、安定して原料を確保できる見込みがあるか、当該水産物の資源評価や生産動向などについて確認すること。
- このほか、以下について留意すること。
 - ・対象とする品目が、条約や輸出先国の法令等により輸出禁止又は制限されている品目であり、これから輸出が解禁されるはずといった楽観的な予測となっていないか。
 - ・輸出先国と我が国との関係の変化や輸出先国による食品安全規制の強化による輸出量の急減など、突発的に生じる輸出ビジネス上のリスクについて検討が加えられているか。
 - ・画像等の使用にあたって著作権等の権利関係に留意するほか、輸出事業計画（公表用資料：様式2）が広く一般に公表されることを前提として、コンプライアンスの観点からチェックしているか。

【清涼飲料水・菓子・ソース混合調味料・味噌・醤油】

- 多様な商品があるため、具体的な商品情報を記載すること。
- H A C C P、ハラール等の施設の認定・認証を有していれば、記載すること。
- 食品添加物規制、包材規制等について把握しておくこと。

【清酒（日本酒）・ウイスキー・本格焼酎、泡盛】

【参考】輸出事業計画策定に当たっての着眼点

- 「3 課題と取組内容」
 - ・輸出事業計画の策定主体が酒類製造業者である場合、原料の調達体制が確保される取組となっているか。
 - ・輸出事業計画の策定主体が酒類の流通・輸出事業者である場合、輸出量確保のため、仕入先である酒類製造業者と連携体制を構築できる取組となっているか。
 - ・輸出先国の酒類等に係る法規・規格及び規制に対応した取組となっているか。
 - 「6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標」及び「7 資金計画」
 - ・計画実施に当たっての必要額及び目標年（又はそれ以降の年）の利益額を適切に見込み、事業として実現可能な取組となっているか。
- ※ なお、上記【参考】は例示であり、必須記載項目とするものではありません。

(4) チェックリスト

○以下のチェックリストに基づき、認定基準が満たされているか、添付書類に漏れがないか等、ご確認ください。

◎輸出事業計画の認定を受けようとする者が以下の要件を満たしているか。

☐ 輸出事業計画に基づく事業を的確に実施できる能力を有する個人や団体である。
(直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等の確認)

☐ 申請者本人及び輸出事業計画を実施するための法人等の役員等が暴力団ではない。

☐ GFPコミュニティサイト (<https://www.gfp1.maff.go.jp/>) に登録していること。

◎以下の添付書類が添付されているか。

☐ 申請者の直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表 (B/S) 及び損益計算書 (P/L)
(これらの書類がない場合は、当該事業年度の事業内容の概要を記載した書類)

☐ 公表用資料 (様式 2) ※該当者 (P 2 の類型①～⑤) のみ

◎輸出事業計画に以下の事項が記載されているか。

☐ 輸出事業の目標

☐ 輸出事業の対象となる農林水産物又は食品及びその輸出先国

☐ 輸出事業の内容及び実施期間

☐ 輸出事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

☐ 輸出事業の対象となる農林水産物又は食品の輸出の現状

☐ 事業者が認識している輸出事業の対象となる農林水産物又は食品の輸出拡大に向けた課題

◎輸出事業計画が以下の基準を満たしているか。

☐ ターゲットとする輸出先国のニーズを具体的に把握していること。

☐ 輸出に対応するための課題と取組が明確な内容となっていること。

☐ 目標年における輸出額の設定が現在の商流と新たな商流から適正な設定となっていること。

☐ 輸出事業計画の策定、計画策定後の実証や策定した計画の見直しを行うため、コンサルティング会社、JETRO、輸出の専門家などの輸出事業に関する知見を有する者と連携して、PDCAサイクルを回せる体制が整備されていること。

☐ 様式 1-1 及び 1-2-1 又は 1-2-2 が添付されている場合には、その内容が農地法第 4 条第 6 項の規定により同条第 1 項の許可をすることができない場合又は同法第 5 条第 2 項の規定により同条第 1 項の許可をすることができない場合のいずれにも該当しないこと。

3. お問い合わせ先

【輸出事業計画全般に関わること】（輸出担当課）

担当部署		お問い合わせ先
農林水産省	輸出・国際局 輸出支援課 輸出産地形成室	03-6744-7172
北海道農政事務所 (北海道)	生産経営産業部 事業支援課	011-330-8810
東北農政局 (青森県・岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・福島県)	経営・事業支援部 輸出促進課	022-221-6402
関東農政局 (茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・神奈川県・ 山梨県・長野県・静岡県)	経営・事業支援部 輸出促進課	048-740-0387
北陸農政局 (新潟県・富山県・石川県・福井県)	経営・事業支援部 輸出促進課	076-232-4233
東海農政局 (岐阜県・愛知県・三重県)	経営・事業支援部 輸出促進課	052-223-4619
近畿農政局 (滋賀県・京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・和歌山県)	経営・事業支援部 輸出促進課	075-414-9101
中国四国農政局 (鳥取県・島根県・岡山県・ 広島県・山口県・徳島県・ 香川県・愛媛県・高知県)	経営・事業支援部 輸出促進課	086-230-4258
九州農政局 (福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・鹿児島県)	経営・事業支援部 輸出促進課	096-300-6340 096-300-6385
沖縄総合事務局 (沖縄県)	農林水産部 食料産業課	098-866-1673

【輸出産地に関わる問合せのうち、各品目に関わること】（畜産関係）

品目・担当部署		お問合せ先
牛肉・豚肉		
農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課（食肉貿易班）		03-6744-2130
（北海道）	北海道農政事務所 生産支援課 酪農・畜産グループ	011-330-8807
（東北農政局管内）	東北農政局 生産部 畜産課	022-221-6198
（関東農政局管内）	関東農政局 生産部 畜産課	048-740-5318
（北陸農政局管内）	北陸農政局 生産部 畜産課	076-232-4317
（東海農政局管内）	東海農政局 生産部 畜産課	052-223-4625
（近畿農政局管内）	近畿農政局 生産部 畜産課	075-414-9022
（中国四国農政局管内）	中国四国農政局 生産部 畜産課	086-224-9412
（九州農政局管内）	九州農政局 生産部 畜産課	096-300-6278
（沖縄県）	沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課 畜産振興室	098-866-1653
鶏肉・鶏卵		
農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課（鶏卵食鳥班）		03-3502-5990
（北海道）	北海道農政事務所 生産支援課 酪農・畜産グループ	011-330-8807
（東北農政局管内）	東北農政局 生産部 畜産課	022-221-6198
（関東農政局管内）	関東農政局 生産部 畜産課	048-740-5318
（北陸農政局管内）	北陸農政局 生産部 畜産課	076-232-4317
（東海農政局管内）	東海農政局 生産部 畜産課	052-223-4625
（近畿農政局管内）	近畿農政局 生産部 畜産課	075-414-9022
（中国四国農政局管内）	中国四国農政局 生産部 畜産課	086-224-9412
（九州農政局管内）	九州農政局 生産部 畜産課	096-300-6278
（沖縄県）	沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課 畜産振興室	098-866-1653
牛乳乳製品		
農林水産省 畜産局 牛乳乳製品課		03-6744-2128
（北海道）	北海道農政事務所 生産支援課 酪農・畜産グループ	011-330-8807
（東北農政局管内）	東北農政局 生産部 畜産課	022-221-6198
（関東農政局管内）	関東農政局 生産部 畜産課	048-740-5318
（北陸農政局管内）	北陸農政局 生産部 畜産課	076-232-4317
（東海農政局管内）	東海農政局 生産部 畜産課	052-223-4625
（近畿農政局管内）	近畿農政局 生産部 畜産課	075-414-9022
（中国四国農政局管内）	中国四国農政局 生産部 畜産課	086-224-9412
（九州農政局管内）	九州農政局 生産部 畜産課	096-300-6278
（沖縄県）	沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課 畜産振興室	098-866-1653

【輸出産地に関わる問合せのうち、各品目に関わること】
 (園芸・米関係)

品目・担当部局		お問合せ先
果樹（りんご・ぶどう・もも・かんきつ・かき・かき加工品）		
農林水産省 農産局 園芸作物課（園芸流通加工対策室）		03-3502-5958
野菜（かんしょ・かんしょ加工品）		
農林水産省 農産局 地域作物課		03-6744-2115
野菜（いちご及びその他野菜）		
農林水産省 農産局 園芸作物課（園芸流通加工対策室）		03-3502-5958
切り花		
農林水産省 農産局 園芸作物課（花き産業・施設園芸振興室）		03-6738-6162
茶		
農林水産省 農産局 果樹・茶グループ		03-6744-2194
コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品		
農産局 農産政策部企画課（米穀貿易企画室）		03-6738-6069
（北海道）	北海道農政事務所生産経営産業部 生産支援課	011-330-8807
（東北農政局管内）	東北農政局生産部 生産振興課	022-221-6169
（関東農政局管内）	関東農政局生産部 生産振興課	048-740-0409
（北陸農政局管内）	北陸農政局生産部 生産振興課	076-232-4302
（東海農政局管内）	東海農政局生産部 生産振興課	052-223-4622
（近畿農政局管内）	近畿農政局生産部 生産振興課	075-414-9020
（中国四国農政局管内）	中国四国農政局生産部 生産振興課	086-224-9411
（九州農政局管内）	九州農政局生産部 生産振興課	096-300-6227
（沖縄県）	沖縄総合事務局生産部 生産振興課	098-866-1653

【輸出産地に関わる問合せのうち、各品目に関わること】（その他）

品目・担当部署	お問合せ先
製材・合板	
林野庁 木材利用課	03-6744-2299
ぶり・たい・ホタテ貝・真珠・錦鯉	
水産庁 加工流通課	03-3502-4190
清涼飲料水・菓子・ソース混合調味料・味噌・醤油	
農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 食品製造課	03-6744-7180
清酒（日本酒）・ウイスキー・本格焼酎・泡盛	
国税庁 酒税課 輸出促進室（輸出促進第二係）	03-3581-4161(内線3162)

(参考) 輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等 (1)

輸 出 事 業 計 画 の 認 定 を 受 け た 者 に 対 す る 関 連 事 業 の 優 遇 措 置

以下に掲載される各種事業では、輸出事業計画の認定等により、審査に当たってのポイント加算等の優先採択等の優遇措置を受けることができます。

ソフト事業/ハード事業 (令和5年度補正予算)

- 1 産地生産基盤パワーアップ事業（新市場獲得対策）（優先採択）

新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等を支援。
- 2 産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）（優先採択）

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援。

ソフト事業

- 1 グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策事業のうち

①加工食品クラスター輸出緊急対策事業（優先採択）

地域の加工食品の輸出を促進し、地域経済の活性化に繋げるため、地域の中小食品製造業者、商社等が連携した取組のプロモーションや施設整備等を支援。

②有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業（優先採択）

農産物等輸出の拡大に向けた、農業者等が行う有機JAS認証、GAP等認証の取得、輸出向け商談等の取組を支援。
- 2 輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立緊急対策のうち

水産物輸出拡大連携推進事業（優先採択）

生産者、加工・流通業者、輸出関係事業者等が連携した協議会による、輸出のためのバリューチェーン改善の検討、必要なシステム・機器の整備、資材の導入等の支援を行うとともに、これら支援した取組の効果・持続可能性を実証し、輸出拡大連携協議会による自律的な活動に円滑に移行させる取組等を支援。
- 3 マーケットイン輸出ビジネス拡大緊急支援事業のうち

コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業（優先採択）

①産地等と連携して取り組む海外需要開拓等の取組、②海外で日本食（外食・中食）事業を展開する日系実需者による日本産米への切替え等の取組、③輸出事業者が新たな産地とつながり、商流を確保するための環境整備の実証等を支援。
- 4 輸出環境整備緊急対策事業のうち

①輸出先の規制に対応した畜水産物のモニタリング検査支援事業のうち

畜水産物モニタリング検査加速化支援事業（優先採択）

輸出先国が求める畜水産物の農業、動物用医薬品等の残留物質モニタリング検査等に係る経費を定額で支援。

②コメ・コメ加工品規制対応緊急対策事業（優先採択）

①中国向け精米輸出に必要なくん蒸や残留農薬・重金属検査等、コメ・コメ加工品の輸出に際して必要となる規制への対応のための取組等の推進、②海外実需者が求める、輸出先国が求める規制より厳しい要件に対応するための取組の推進等を支援。

③植物品種等海外流出防止緊急対策事業（優先的に支援）

我が国優良品種が海外において無断栽培や輸出され日本産と競合しないよう、海外における品種登録に必要となる審査費用（栽培試験等）を支援。
- 4 輸出環境整備緊急対策事業 続き

④海外模倣品対策（優先的に支援）

海外における模倣品の監視を行うとともに、知財権の確立・活用に向けた提案、輸出を行う生産者等に対する侵害事例に応じた対策に係る提案等や現地における侵害対策（権利行使・活用等）に係る制度・事例等の調査・報告の取組を行う。
- 5 食品産業の国際競争力強化緊急対策事業（優先採択）

有機JASについての認証等をモデル的に支援。
- 6 フードテック支援（優先採択）

民間団体等が行う社会課題の解決につながるフードテックを活用したビジネスモデルの実証、及びフードテックに取り組む事業者の横展開を図るための情報発信等の取組を支援。
- 7 林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち

①木材製品等の輸出支援対策のうち輸出先国のニーズに合わせた木材製品の開発支援（優先採択）

輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証等を支援。

②木材製品等の輸出支援対策のうち特用林産物の販売促進活動支援（優先採択）

特用林産物の輸出先国へのプロモーション活動等を支援。
- 8 担い手確保・経営強化支援事業（優先採択）

国内外の様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営への転換を図ろうとする担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援。
- 9 みどりの食料システム戦略緊急対策事業のうち

①有機農業産地づくり推進事業（有機農業産地づくりの推進）（優先採択）

地域ぐるみで行う、省力化技術の導入や学校給食での利用など生産から消費まで一貫した有機農業の取組を支援。

②グリーンな栽培体系への転換サポート（優先採択）

産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換に向けた取組を支援。

※ 事業によって輸出事業計画の提出時期等が異なりますので、具体的な申請手続きについては、各事業の担当にお問い合わせください。

(参考) 輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等 (2)

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等

以下に掲載される各種事業では、輸出事業計画の認定等により、審査に当たってのポイント加算等の優先採択等の優遇措置を受けることができます。
(令和6年度予算概算決定時点)

ハード事業

- 1

強い農業づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)(優先採択)

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援。

2

農業農村整備事業等 (優先採択)

農業の競争力強化のための農地の大区画化や汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、ため池の改修・統廃合等を推進。

3

農業競争力強化基盤整備事業 (補助率の嵩上げ)

農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の長寿命化やパイプライン化・ICT化等の整備や計画策定を支援。

4

林業・木材産業循環成長対策 (優先採択)

川上と連携して木材の安定的・持続可能な供給体制の構築等に取り組む木材加工流通施設及び特用林産振興施設の整備を支援。

ソフト事業

1

地域食品産業連携プロジェクト (L F P) 推進事業 (優先採択)

地域産業の強みを活かした加工食品等の輸出につなげ、地域の食品産業の強化に資する取組を支援。

2

米穀周年供給・需要拡大支援事業のうち
新市場開拓用米の販売拡大の取組 (優先採択)

農林水産物・食品輸出プロジェクト (G F P) に登録している戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地等が連携し、海外の業務用需要等の新たな市場開拓のための取組を推進。

3

木材製品輸出拡大実行戦略推進事業 (優先採択)

①輸出産地育成に向けた地域の体制づくりや国内における輸出促進セミナーの開催など、木材の輸出産地の育成を支援、②中国・韓国・米国・台湾等における木造技術講習会の開催を支援。

4

マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業のうち
戦略的輸出拡大サポート事業 (要件緩和)

輸出拡大が期待される分野・テーマについて、品目又は産地を横断して実施する海外販路の開拓・拡大の取組を支援。

5

輸出環境整備推進事業のうち
① 畜水産モニタリング検査支援事業 (優先採択)
② 輸出先国規制対応支援事業 (優先採択)

6

植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業 (優先採択)

我が国の優良品種の海外への流出等を防止するため、品種登録や侵害対策に係る経費等を支援。

7

農業知的財産保護・活用支援事業 (優先支援)

国内で開発された品種の海外での登録状況を一元的に把握し、海外における市場規模や侵害リスクを調査・情報発信する。

8

育成者権管理機関支援事業 (優先支援)

育成者権者に代わって、海外への品種登録、侵害の監視や訴訟対応、海外ライセンス等の育成者権管理の取組を支援。

9

地理的表示保護・活用総合推進事業 (優先採択)

海外での農林水産物・食品等のブランド保護のため、当該産品の名称の商標出願やGI申請・登録費用を支援。模倣品が確認された場合には、侵害対策を支援。

10

みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうち
農林水産研究の推進 (優先採択)

① 魚類血合助の梅毒を防止する革新的冷凍技術の開発
※ 事業によって輸出事業計画の提出時期等が異なりますので、具体的な申請手続きについては、各事業の担当にお問い合わせください。

10

農林水産研究の推進 (優先採択) 続き

② ホタテガイ等の麻痺性貝毒検査における機器分析導入に向けた標準物質製造技術の開発

11

新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうち
フードテックビジネス実証事業 (優先採択)

民間団体等が行う社会課題の解決につながるフードテックを活用したビジネスモデルの実証、及びフードテックに取り組む事業者の横展開を図るための情報発信等の取組を支援。

12

持続的生産強化対策事業のうち
① 果樹農業生産力増強総合対策 (優先採択)
果実流通加工対策事業のうち果実輸送技術実証支援事業において支援。
② 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 (優先採択)
生産体制の強化、国内外の需要の創出など生産から消費までの取組を総合的に支援。
③ ジャパンフラワー強化プロジェクト推進 (優先採択)
花き流通の効率化、品目転換や導入、新たな需要開拓に向けたPR活動等前向きな取組を支援。

13

農家負担金軽減支援対策事業 (対象地区の拡大)

担い手への農地集積が図られる地区等において、土地改良事業等の農家負担金の無利子貸付等を行う。

14

中山間地農業力アップ推進事業 (優先採択)

地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等の支援のほか、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援。

15

オープンイノベーション研究・実用化推進事業 (優先採択)

国の重要政策の推進や現場課題の解決に資するイノベーションを創出し、社会実装を加速するため、産学官が連携して取り組む基礎研究や実用的な技術開発研究を支援。

16

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
① 有機農業産地づくり推進 (優先採択)
有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんだ取組を推進するため、試行的な取組を通じた有機農業実施計画の策定を支援するとともに、同計画に基づく、産地づくりに向けた定着・普及に必要な取組を支援。
② グリーンな栽培体系への転換サポート (優先採択)
産地に適した環境にやさしい栽培技術、省力化に資する先端技術等の検証及び検証に必要なスマート農業機械等の導入並びに環境に配慮して生産された農産物に対する消費者の理解醸成、栽培マニュアルの作成並びに普及に向けた産地戦略の策定及び情報発信の取組を支援。

(参考) 輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等 (3)

以下に掲載される各種事業においては、事業を活用するに当たって輸出事業計画の策定等が必要となります。

輸出事業計画の策定等が必要となる関連事業

【令和5年度補正予算】

- ・ グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策事業のうち
 - ① 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業
 - ② 加工食品クラスター輸出緊急対策事業
 - ③ 青果物輸出産地体制強化加速化事業
- ・ 海外サプライチェーン構築を図る認定輸出事業者への金融支援事業
- ・ 農産物等輸出拡大施設整備事業
- ・ 水産物輸出促進緊急基盤整備事業
- ・ 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業
- ・ 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業

【令和6年度予算】

- ・ グローバル産地づくり推進事業のうち農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業
- ・ 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業
- ・ 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業
- ・ 食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策のうち食肉流通構造高度化・輸出拡大事業のうち
 - ① 食肉流通再編合理化施設整備事業
 - ② 輸出食肉処理施設機能高度化事業

※事業によって要件や輸出事業計画の提出時期等が異なりますので、具体的な申請手続きについては、各事業の担当にお問い合わせください。

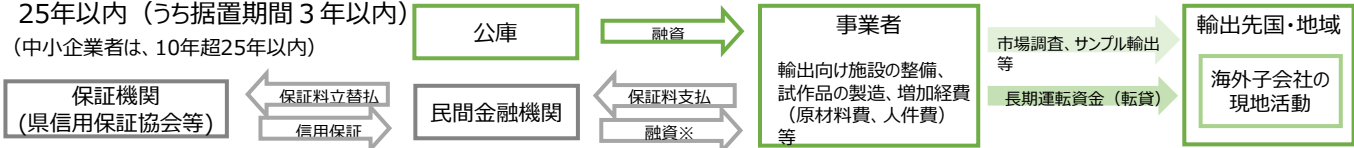
(参考) 輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等 (4)

農林水産物・食品輸出基盤強化資金（日本政策金融公庫法の特例）

- 輸出にチャレンジする事業者を資金面から強力に後押しするため、制度資金を創設。
- ポイントは、
 - ① 輸出促進を目的に、**多用途にわたって有利に融資を受けられる独立の資金。**
 - ② **非食品の品目もカバーし、長期運転資金や海外子会社への転貸も可能にするなど多様なニーズに対応。**
 - ③ **償還期限は25年以内のため大規模投資に対応。**

資金の概要

- 1 貸付対象者** 認定輸出事業者（農林水産事業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者等）
- 2 貸付限度額** 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額（民間金融機関との協調融資を想定）
- 3 資金使途** 改正輸出促進法に基づく認定輸出事業計画に従って実施する事業であって次に掲げるもの
 - ① 農林水産物・食品の輸出事業に必要な製造施設、流通施設、設備の整備・改修費用
例：EU向け水産物の輸出に必要なHACCP等に対応した加工施設の整備費用、ハラールに対応した食肉処理施設の整備費用、添加物等のコンタミネーションを防止するための製造ラインの増設費用
 - ② 長期運転資金
例：商品の試作品の製造費用、市場調査やニーズ調査に係る費用、サンプル輸出や商談会への参加に係る費用、プロモーション活動費、製造ライン本格稼働までに必要な増加経費（原材料費、人件費など）
 - ③ 海外子会社等への出資・転貸に必要な資金
（転貸に必要な資金の使途は①・②。）
- 4 償還期限**
25年以内（うち据置期間3年以内）
（中小企業者は、10年超25年以内）



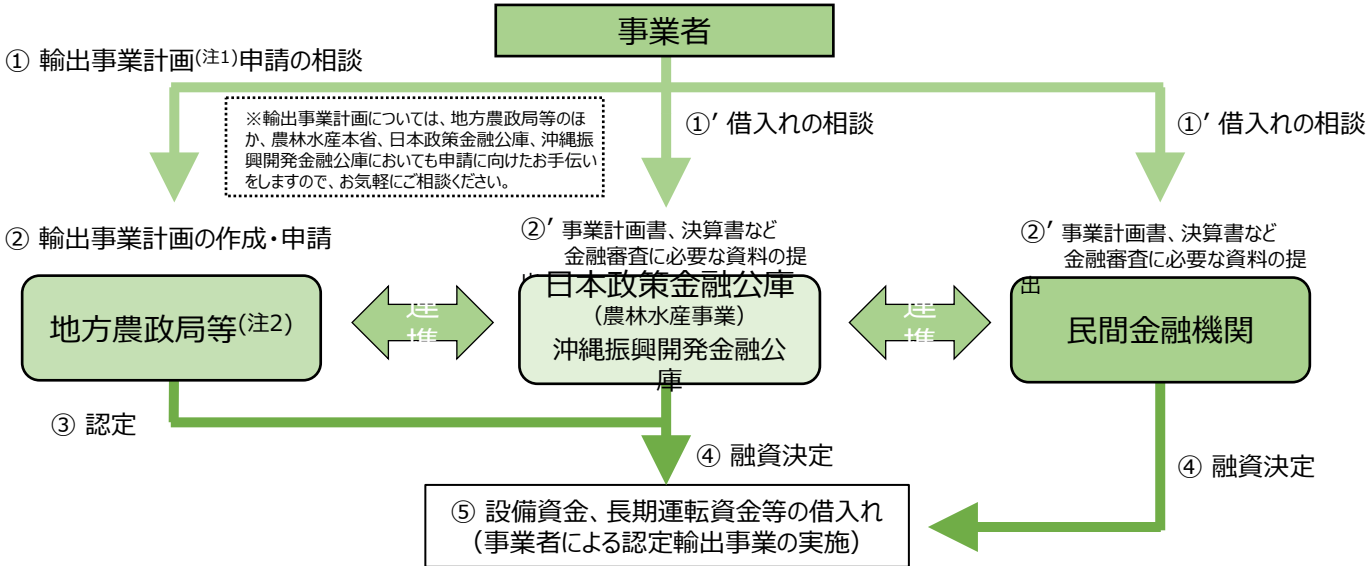
※民間金融機関から保証付き借入れをする場合、農林水産省の予算事業により、支払った保証料のうち、借入当初から5年間、保証料の1/2相当額の支援が受けられます。

(参考) 輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等 (4)

農林水産物・食品輸出基盤強化資金の借入手続きについて

- 公庫から農林水産物・食品輸出基盤強化資金を借入れるためには、輸出事業計画を作成し、農林水産省から認定を受ける必要があります。
- 公庫・民間金融機関への借入れの相談と平行して、地方農政局等に対し輸出事業計画の申請に向けた相談を開始してください。
- 融資の決定に当たっては公庫による金融審査があります。

フロー図



(注1) 輸出事業計画とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく計画で、輸出に関して今後取り組む内容として、「目標」「対象となる農林水産物又は食品及びその輸出先国」「内容及び実施期間」「実施に必要な資金の額及びその調達方法」等について記載するものです。

(注2) 輸出事業計画は、最寄りの地方農政局輸出促進課（北海道は北海道農政事務所事業支援課、沖縄県は沖縄総合事務局食料産業課）に提出してください。

(参考) 輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等 (5)

農林水産物・食品の輸出拡大に向けた税制上の措置

農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、5年間の割増償却措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押しします。

< 税 制 特 例 の 概 要 >

1. 特例の概要

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、認定輸出事業者が輸出事業計画に従って機械装置、建物等を取得等した場合、当該資産について、

① 機械装置は30%

② 建物及びその附属設備並びに構築物は35%

の割増償却を5年間行うことができる。

2. 特例の要件

①

年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
割合	15%	20%	25%	30%	40%	50%

② 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと

③ 農林水産物又は食品の輸出の促進を目的とした国の補助金、給付金、又は

交付金を受けた資産ではないこと

①輸出事業計画作成の相談、②輸出事業計画の認定申請

③輸出事業計画の認定

④税制特例を受ける輸出事業用資産の利用実績の報告

⑤輸出事業の用に供していることの証明

⑥税務申告

地方農政局等

事業者

税務署

< 事 業 イ メ ー ジ >

対象となり得る施設整備の例

例1 水産加工施設

- 冷凍ホタテ貝柱の輸出に手応えがあるが、計量・包装工程を手作業で行っており、生産能力が低いことが課題。
- 計量・包装ラインを整備し、生産能力を強化。

例2 木材加工施設

- 米国で流通する木材の規格に合わせて木材を加工するため、対応できる製造ラインを整備。

割増償却の効果

○ 2億円の製造用設備（耐用年数10年）を導入した場合、設備導入後5年間にわたり、2,000万円/年の普通償却額に加え、600万円/年※1の割増償却が可能となり、約139万円/年※2の法人税が軽減。

※1 普通償却額（2,000万円）×割増償却率（30%）＝600万円

※2 割増償却額（600万円）×法人税率（23.2%）＝139万円

割増償却額：各年600万円

普通償却額：各年2,000万円

5年間の減税分696万円を輸出拡大の活動資金として活用できる。

2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032